

# 令和8年度

\* - \* - \* - \* - \* - \* - \* - \* - \* - \* - \* - \* - \* - \* - \* - \*

## 豊橋市児童クラブ 利用のしおり

\* - \* - \* - \* - \* - \* - \* - \* - \* - \* - \* - \* - \* - \* - \* - \*

### 児童クラブとは

学校から帰宅しても保護者が勤めなどにより不在となる家庭の児童が、放課後を安全かつ安心して過ごせる場所です。

児童クラブでは、日常生活の基本をはじめ、異年齢児童との関わりの中で、協調性、社会性、公共の意識を育てます。また、遊びや様々な経験を通して、豊かな心情や感性、自主性、創造性を養うような支援に努めます。

ただし、児童の健全な生活、健康の確保、事故の発生防止などについて、保護者や学校、地域と密接な連携を図る必要がありますので、児童クラブの利用に際しては、保護者の方の十分なお理解、ご協力をお願いします。

### 【対象】

小学生で、同居する保護者及び同居する65歳未満（※令和8年4月1日時点）の直系尊属（祖父母等）の方が以下の要件を満たすこと。

- ①放課後、児童が帰宅する時間帯に保護者が仕事等により家庭にいない日が1週間（土曜日・日曜日を除く）に3日以上あり、かつ、その状態が長期間継続すると見込まれること。
- ②労働は家庭外労働が原則。状況により留守家庭になる自営業も可。内職は不可。
- ③勤務終了時間は午後3時以後、1日4時間以上の勤務であること。

※令和8年度中に65歳になる方は年度末まで要件を満たす必要があります（4月1日生まれの方は除く）。

## 豊橋市 教育委員会 地域教育推進室

地域教育推進グループ 電話：0532-51-2856

\_\_\_\_\_ 児童クラブ  
電話

## 保護者の方へお願い

- ☆ 基本的な生活習慣やマナー、安全な生活を送るためのルールが守れるようにご家庭でのご指導やご協力をお願いします。
- ☆ 児童の故意による事故（人損・物損）は原則保護者の弁償となります。
- ☆ 著しく落ち着きがないなどクラブ運営に支障がある場合については、状況により直ちに保護者に連絡します。
- ☆ 児童クラブの安全な運営に著しく支障のある場合は、クラブの利用を控えていただきます。
- ☆ 家庭での親子のふれあいが大切です。仕事が終わる次第、速やかな迎えをお願いします。  
また、仕事が休みの日は、家庭にてご家族で過ごすようお願いいたします。

## 利用に際してのお願い

### ◆出欠席の連絡について

- ・出欠席は、必ず保護者が責任をもって児童クラブへ連絡してください。（出欠表、電話、留守番電話、ショートメール）
- ・保護者が行う出欠席の連絡先は、児童クラブ、学校、のびるん de スクール（利用者）の3か所必要です。
  - \*学校には出席し、児童クラブを欠席する場合
  - \*学校を欠席・早退する場合
  - \*児童クラブを欠席する予定の日に、出席に変更する場合
- ・出欠席連絡を怠る場合は、児童クラブの利用を控えていただきます。
- ・出席予定日に児童が入室しなかった場合は、保護者へ連絡をします。児童の判断で帰ってしまった場合は、保護者に迎えに行ってください。毎朝、児童に児童クラブ利用の有無を伝えてください。

### ◆児童の送迎について

- ・学校休業日（土曜日、振替休業日、長期休業等）については、保護者の送り迎えをお願いします。
- ・加入申込書に記載のない保護者以外の方が送り迎えをする場合には、事前に誓約書の提出をお願いします。提出がない場合、引き渡しできません。
- ・安全のため必ずクラブ入室口まで送り迎えをお願いします。児童の預かり、引き渡しは支援員と直接行ってください。
- ・駐車場は、必ず決められた場所をご利用ください。

### ◆長期欠席について

長期間継続して欠席する場合もクラブに在籍している場合は、クラブ費をお支払いいただきます。

### ◆加入、脱退について

- ・「加入申込書」は、7日前には児童クラブへ書類を提出してください。
- ・翌月をもって脱退する場合は、当月末までに「脱退届」を提出してください。翌月のクラブ費はかかりません。
- ・「脱退届」の提出が月途中の場合、利用の有無にかかわらず当月分のクラブ費が発生します。

### ◆変更の届け出について

次に該当する事項に変更があるときは、支援員への連絡と「変更届」の提出が必要です。速やかにお知らせください。

- ・児童及び保護者の住所又は氏名
- ・同居の世帯状況（きょうだいの加入状況など）
- ・保護者の勤務先（転職、転勤等）又は就労内容（就労時間、就労日数等）※就労証明書の再提出が必要です。
- ・児童の健康状態（アレルギー症状、発作、けが、入院など）

### ◆弁当・おやつについて

- ・昼食が必要な日（給食がない日、学校休業日）は、児童クラブ入室時（授業がある日は登校時）から弁当と水筒を持参してください。仕出し弁当をとることはしません。
- ・特に夏場など暑い時期は、弁当の中身には十分注意し、保冷剤を使用するなど衛生面の管理に注意してください。
- ・平日はおやつを提供しません。朝から1日開所となる長期休業等はおやつ時間に食べられる量のおやつ（こんにやくゼリー・あめ・ガム等口に残るもの、棒のついた菓子や笛のように音の出る菓子は禁止）をビニル袋等に入れて持参してください。  
\*アレルギー等の事故を防ぐため、弁当、おやつ等の交換は禁止です。  
\*弁当やおやつのごみは、各自持ち帰りとなります。

#### ◆持ち物

- ・帽子、水筒、ハンカチ、タオル（暑い時の汗拭き用）を持たせてください。全ての持ち物に、氏名を記入してください。
- ・クラブ室内は、原則くつ下で過ごします。（上履きが必要な場合は、クラブより連絡します。）
- ・着替えや昼寝（長期休業はバスタオル等を使用し午睡することがあります）の用意をお願いする場合があります。
- ・児童クラブで必要としない物（お金などの貴重品や玩具など）は持たせないでください。

#### 緊急時の対応

#### ◆活動中のけが・病気等の対応

応急手当はしますが、状況により直ちに保護者に連絡します。

\*児童クラブでの投薬は原則行いません。病気、食物アレルギーなど、配慮が必要な場合は、必ず加入申込書と健康調査票にご記入ください。

\*活動中にけがをしたときは、事前にご加入いただいた「スポーツ安全保険」で可能な限り対応します。

\*健康観察により発熱や体調不良が見受けられるときは、迎えをお願いする場合があります。

#### ◆暴風（暴風雪）警報及び特別警報（「大雨」「暴風」等）発表時の対応

状 況	学校の授業のある日	学校休業日
朝6時まで警報が解除	通常どおり開所	通常どおり開所
朝6時を過ぎても解除されない	開所しない	
授業開始後に発表	通常開所はしない（※）	
学校休業日の開所中に発表		速やかな帰宅 (保護者に早めの迎えを依頼)

※各学校の下校方法に対応した引き取りのため、クラブを一時開所する場合があります。詳細は各クラブで確認をしてください。

#### ◆暴風（暴風雪）警報以外の荒天時（大雨洪水警報等）や停電・断水等の対応

大雨や冠水、停電・断水等により、学校の判断で朝から休校となった場合や授業終了前に下校する場合（下校方法については各学校より通知）、及び児童クラブの安全な運営ができない場合は、原則、児童クラブは終日開所しません。

#### ◆「南海トラフ地震臨時情報」が提供された場合の対応

南海トラフ地震臨時情報が提供された場合は、状況により学校等の対応に準じて児童クラブの開所を判断します。

#### ◆インフルエンザ等の感染症について

・学校が感染症等により学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖となる場合、そのクラスの児童は自宅待機とします。また、学校が閉鎖を決定した日について、予防のために学校が早帰りの場合も、原則として受け入れを行いません。（ただし、通常授業終了後の下校の場合は、受け入れを行い、保護者に早めのお迎えを依頼することになります。）

また、学級閉鎖等が金曜日まで翌週月曜日から授業再開の場合も、その間の土曜日については継続して自宅待機とします。

- ・朝出かける前に検温を行ってください。発熱、咳をしている場合は、お預かりできません。
- ・児童クラブは集団生活の場です。クラブ内での感染を避けるため、体調の悪い時の利用は控えていただくようお願いします。
- ・マスクを着用する場合は、マスク保管用の袋（布、紙、チャック付きポリ袋等）を記名の上、持たせてください。
- ・ご家庭におきましても、手洗い・うがいの徹底等、感染症予防にご協力ください。

#### ◆eメッセージ（児童クラブについての通知を行います）

非常時等にメール配信（または、アプリからの通知）を行うことがあります。登録をお願いします。

#### ◆豊橋ほっとメール <http://www.lamo.jp/toyohashi/>

地震・風水害、防犯、不審者情報、交通安全、消費生活などの安全安心にかかわる情報を電子メールで発信します。携帯電話で登録すると便利です。



QRコード  
(豊橋ほっとメール)

## 児童クラブについて

### ◆開所日・開所時間

- ・授業のある日（月曜日～金曜日） 授業終了後 ～ 18時00分
- ・土曜日 7時30分 ～ 18時00分
- ・学校休業日（学校行事の振替日等及び長期休業） 7時45分 ～ 18時00分
- ・開所延長時間（土曜日は除く）※別途申請、料金が必要 18時00分 ～ 19時00分

\*土曜日は、市内数箇所の拠点クラブでの開設となります。※別途申請が必要

\*お盆等期間については、市内数箇所の拠点クラブでの開設となります（開所日等は別途案内）。

\*学校行事、学校の日課、利用状況等により開所日や時間を変更する場合があります。

\*クラブによって、定員等に余裕のある場合は、最低1か月単位の利用もできます。

### ◆休業日

日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

### ◆費用 通年児童クラブ（令和8年8月から）、夏休み限定児童クラブ 利用料金改定

区分			改定前	改定後	料金変更分
通年 児童クラブ	通常時 (8月以外)	1人目	7,000円	9,000円	2,000円
		(き)2人目	5,000円	6,000円	1,000円
		(き)3人目以降	2,000円	3,000円	1,000円
	8月	1人目	10,000円	13,000円	3,000円
		(き)2人目	7,000円	9,000円	2,000円
		(き)3人目以降	3,000円	4,000円	1,000円
夏休み限定児童クラブ		1人目	12,000円	15,000円	3,000円
		(き)2人目	8,000円	10,000円	2,000円
		(き)3人目以降	4,000円	5,000円	1,000円

\*毎月25日までに集金します。月の中途での加入又は脱退の場合も日割りはありません。

\*スポーツ安全保険（800円）への加入が必要です。

#### ・(き) きょうだい利用軽減制度

同一世帯において、2人以上の児童が同時期に児童クラブを利用している場合、別途申請により利用軽減制度があります。途中からきょうだい利用となる場合は、きょうだいで利用月から適用となります。

#### ・減免制度（無料）…対象は以下の①又は②の世帯で、別途申請が必要です。

①生活保護世帯

②市民税が非課税（同居の祖父母も含む）の母子・父子世帯（母子父子福祉手当（市手当）または児童扶養手当（国手当）を受給等）

#### ・開所延長時間利用…30分につき別途月額1,000円が必要です（きょうだい利用軽減・減免制度なし）。

①18時00分～18時30分 … 1,000円 ②18時00分～19時00分 … 2,000円

### ◆定員

各クラブ室の面積等により異なります（実際の受入は、施設等の状況により弾力的に運営します）。

### ◆スタッフ

・教員や保育士等の資格や実務経験がある放課後児童支援員（市職員）が勤務します。（児童数等に応じて補助支援員を加配）

### ◆運営委員会

児童クラブの活動に対する助言及び支援を行っていただく運営委員会を設置しています。

<委員構成> 校区自治会代表、小学校長、民生児童委員、主任児童委員、保護者代表、児童クラブ支援員等

### ◆活動内容

・「遊び」及び「生活」を通して子どもの健全育成を図っています。

・宿題等の学習時間は設けています。宿題の答え合わせや点検、内容の確認等は、帰宅後に保護者の方でお願いします。

【児童クラブの1日の活動例】

時間	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
平日									下校 宿題	遊び 迎え		迎え
夏休み等	送り	宿題	遊び		弁当		遊び		おやつ	遊び 迎え		迎え